

議案第 7 号

君津市山中育英基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市山中育英基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 7 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市山中育英基金を取り崩しながら活用するため、君津市山中育英基金の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年君津市条例第 1 1 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市山中育英基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市山中育英基金の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年君津市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

君津市山中育英基金条例

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 第 6 条の規定により基金の一部の処分が行われたときは、基金の額は、前項に規定する額から処分した額を減じた残余额とする。

第 4 条中「君津市一般会計予算」を「一般会計歳入歳出予算」に改める。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（処分）

第 6 条 市長は、第 4 条に規定する資金に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

君津市山中育英基金の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<u>君津市山中育英基金条例</u> (基金の額) 第2条 省略 <u>2 第6条の規定により基金の一部の処分が行われたときは、基金の額は、前項に規定する額から処分した額を減じた残余额とする。</u> (運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>一般会計歳入歳出予算</u>に計上して、君津市立周南小学校及び周南中学校図書購入並びに周南中学校生徒に対する山中特別賞資金とする。 <u>(処分)</u> <u>第6条 市長は、第4条に規定する資金に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。</u> (委任) <u>第7条</u> 省略	<u>君津市山中育英基金の設置及び管理に関する条例</u> (基金の額) 第2条 省略 (運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>君津市一般会計予算</u>に計上して、君津市立周南小学校及び周南中学校図書購入並びに周南中学校生徒に対する山中特別賞資金とする。 (委任) <u>第6条</u> 省略